

# 第3章 統計情報部

## 第1節 統計情報の企画調整

### 1 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たって必要な統計申請の手続きを行った。

### 2 統計分析

#### (1) 農林水産総合分析

農山漁村活性化要因分析の一環として、中山間地域を含む農山漁村地域における現状を既存統計資料をベースに偏差値による分析手法を用い、各地域の農業活力の程度を全国農業地域別、県別にまとめた「農山漁村地域活力分析指標」を刊行した。

また、各市町村における農業生産基盤や生活環境の整備状況等を把握した「農村地域の生産・生活環境と地域活性化の現状」及び世代交代期にある中高年農家世帯に焦点を当て、あつぎの有無別に農業構造の現状、動向等进行分析した「中高年農家の農業経営の展開に関する分析」を、それぞれ刊行した。

#### (2) 農林水産業生産指数

農林水産業の総合的な生産動向を明らかにするため、平成4年の各生産指数を算出し、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農林水産業生産指数」として刊行している。

#### (3) 地域農林水産業に関する統計分析

地域農林水産業の課題解決の一助とするため、地方統計情報組織において地域の実情に応じて農林水産統計の加工、分析等を行い地域分析書（663点）として刊行している。

#### (4) 農林水産業に関する意向調査

新政策を円滑に推進していくため、平成5年度から農業者と農政担当者の情報交換を目的とする「農業・農村情報交換ネットワーク事業」を開始し、本事業の一環として地域における先進的な農業者を対象に新政

策に関する全国アンケートを実施した。その概要を「農業・農村情報交換ネットワーク事業第1回全国アンケート結果」として刊行した。

### 3 総合統計書

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行している。

#### (1) 農林水産省統計表

我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計情報部の調査結果を中心に農林水産省各局庁及び各種団体で作成された基本的な統計を加えて総合的に編集したものである。

#### (2) ポケット農林水産統計

農林水産省統計情報部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁及び各種団体で作成された農林水産業に関する統計を幅広く収集するとともに、主要な国際統計も収録し、我が国及び海外の農林水産業の現況について概観できるよう手軽なB6版により編集したものである。

#### (3) 国際農林水産統計

海外諸国の農林水産業について、FAO（国際連合食糧農業機関）の統計資料を中心に主要な海外諸国の経済概況、農林水産業の生産・貿易等に関する統計を収録し編集したものである。

#### (4) ABSTRACT OF STATISTICS ON AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPAN

我が国の農林水産業の動向を海外に紹介するため、主要統計を英文で収録し編集したものである。

#### (5) 農林水産統計月報

農林水産業の月別動向を把握することを目的として農村経済の動き、農林水産物及び農業生産資材の需給に関する統計を収録し編集したものである。

### 4 広報関係

農林水産省統計情報部で調査した統計情報を、刊行物（農林水産統計速報、農林水産情報、農林水産統計報告書）により公表している。指定統計については、その刊行物の名称及び発行の年月日を官報の掲載して

いる。また、農林水産統計情報利用者が利用しやすいよう「農林水産省統計情報部公表資料目録」及び「農林水産統計速報・農林水産情報公表予定」を刊行している。

## 第2節 情報システム・サービス

### 1 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省の省内各局(庁)における行政事務の近代化、情報処理の効率化を目指し、昭和46年度に稼動を開始して以来、今日まで20年余りを経過している。この間、処理量の増大、利用形態の多様化・高度化に対応するため、機器の更新、メモリーの増設等周辺装置の整備を図ってきたところであり、特に近年における通信技術の進展を踏まえてオンライン機能の強化を行った。

また、共同利用電子計算機の管理運営は、共同利用電子計算機管理運営規程(昭和53年農林水産省訓令第41号)並びに同管理運営細則及び同運営協議会運営要領に基づいて、統計情報部が電子計算機の稼動、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

### 2 農林水産統計情報処理システム

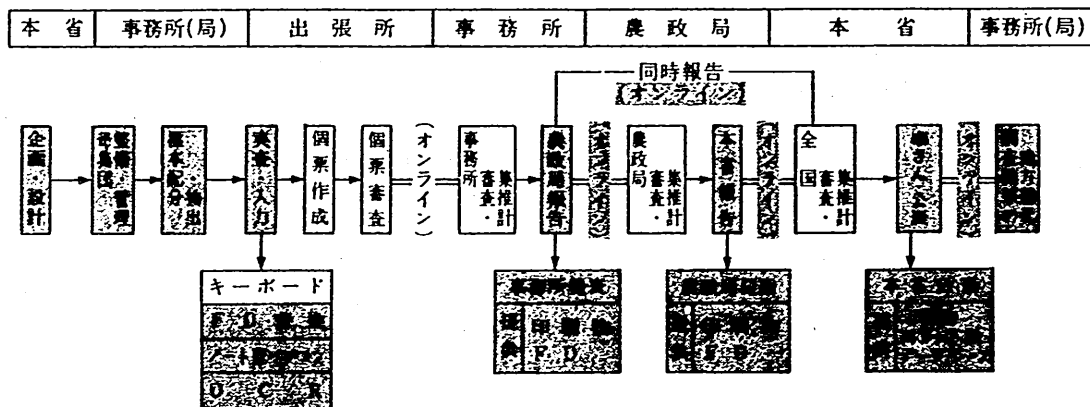
近年における国際化の進展等、我が国経済社会の著

しい変化に伴い、農林水産業及び農山漁村の実態も大きく変化しており、これに対応して農林水産行政の企画・立案に必要な農林水産統計情報に対するニーズも多様化・高度化しつつ増大している中で、その的確な作成・提供が求められている。

農林水産統計情報処理システム整備事業は、統計情報業務処理の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報の作成から発表・提供に至る工程の電算化を地方分散処理方式により、昭和62年度から推進している。

平成3年度から平成7年度までの5か年を計画期間とする本事業の第2段階においては、①オリジナルデータ入力工程の改善・公表・編さん工程、母集団管理・標本抽出工程を包含する一貫処理体系の確立、②既に電算処理に移行した調査の軽微な調査内容の変更や実行上の改善点を踏まえて、処理効率を高めるためのプログラム修正、③統計情報の作成・利用の高度化・迅速化を推進するため、統計情報事務所(局)―出張所間に加え、本省―地方農政局―統計情報事務所間のオンラインネットワーク整備(平成4年4月から運用を開始)、④このオンラインネットワークの円滑かつ効果的な運用及び業務処理の円滑な推進を図るため、機器の更新(平成4年2月)を行うなど、所要の推進を図っている。(図1 統計情報作成工程及びシステム化の対象工程参照)

図1 統計情報作成工程及びシステム化の対象工程



- (注) 1. 代表的な統計情報作成工程の例示である。  
 2. ☐ は、第1段階のシステム整備事業で対象とした工程である。(昭和62年度～平成2年度)  
 3. ☐ は、第2段階のシステム整備事業で新たに対象とする工程である。(平成3年度～平成7年度)

### 3 農林水産統計情報の蓄積・検索及び分析システム

農林水産統計情報の蓄積・検索及び分析システム(MASTARS: マスターズ)は、農林水産業の多面的な展開に伴う統計需要の多様化・高度化に資するため、統計情報などの豊富な情報を共同利用電子計算機に蓄積し、共同利用電子計算機と通信回線で接続された端末機から統計情報データの検索・加工等が容易に行える統計情報データベースである。

マスターズには、農林漁業センサスを始めとする各種農林水産統計、他省庁の関連統計及びFAO等の国際統計などのデータが蓄積されており、利用者のニーズに応じて蓄積データの充実・拡充を図っている。

また、利用の拡大を図る観点から、農林漁業現地情報の蓄積・検索機能を付加するとともに、本システムの円滑な運用・管理及び利用拡大を図るための技術研究・プログラム開発に取り組んでいる。

### 4 農林水産省行政情報システム(LANシステム)

農林水産省行政情報システムは、農林水産行政の企画・立案、国会対応等に必要の最新情報や統計データを省内各部署において効果的に活用しうる情報ネットワークシステムを省全体として総合的、統一的に整備し、情報の有効利用と事務の効率化に資するものである。

本システムは、平成2年10月に省内部局の庶務課及び大臣官房文書課等に端末機を設備し、運用を開始した。

平成3年度以降においても、端末機の増設を行うとともに、操作性の向上等機能強化のためのプログラム開発に取り組んでいる。

### 5 農業農村情報システム(RAIS)

農業農村情報システムは、統計情報部が昭和55年度から平成2年度までにかけて開発したモデルシステムを基に、農林統計協会が構築した農林水産分野のデータベースシステムである。

本システムは、地方公共団体、農業団体等の農業関連機関を対象に統計情報・行政情報等をオンラインにより提供することを目的として平成3年4月から稼働している。

本システムは、統計情報・行政情報等の全国的な啓蒙普及を図る上で極めて重要な役割を果たしていることから、統計情報部においては、本システムの管理運用面に対する監督・指導を行うとともに、RAISに対

し、統計情報部が所管する統計情報等を積極的に提供している。

### 6 生鮮食料品流通情報サービス

#### (1) 目的

生鮮食料品流通情報サービスは、昭和43年度から政府の物価対策の一環として、産地における生産、出荷及び卸売市場における市況等に関する客観的情報を、行政機関を始め生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、情報不足から生ずる生産、流通及び消費の不合理をなくし、生産、出荷、消費が円滑かつ合理的に行われる素地をつくり、需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施している。

#### (2) 情報の種類と概要

流通情報サービスによって提供する情報は、全国的主要な青果物及び畜産物卸売市場における入荷量、気配価格等に関する毎日の市況情報と産地における青果物、畜産物の生産、出荷動向等に関する産地情報及び青果物、畜産物の市況データを利用した加工情報に大別される。

#### (3) 情報の収集と伝達方法

情報の収集は、統計情報組織の出張所及び市場調査室の職員が行っている。

収集された情報をコンピュータによって迅速に処理、編集し、公表している。公表した情報は、省内行政部局等関係行政機関の利用に資するとともに民間中央機関(財)全国生鮮食料品流通情報センター)を通じて生産者団体、流通関係者、消費者団体等に広く提供している。

#### (4) システムの概要

システムの概念は図のとおりで、国と民間中央機関の両システムの連携を図りつつ事業を行っている。

本省と各地方農政局、統計情報事務所、市場調査室との間をDDX回線で結び、情報の迅速な収集配信を行っている。一方、民間中央機関のシステムは、情報提供の迅速化を図るため、ファクシミリネット又はパソコンネットで結び情報の提供を行っている。(図2 生鮮食料品流通情報サービスのしくみ参照)

### 7 農林水産省図書館

#### (1) 収 書

平成5年度における図書の受入(図書館の蔵書として登録したものは)3,657冊(和書3,080冊、洋書587冊)で、この結果、平成5年度末における蔵書数は、263,374冊(和書223,711冊、洋書39,663冊)となった。雑誌・



## 第3節 経営統計調査

### 1 農家経済調査

#### (1) 調査の目的

この調査は、個別農家経済の実態を調査し、その再生産過程を把握することによって国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農家経済の動向を明らかにし、農業政策の基礎資料とするとともに、国民経済計算における農業部門の推計等の資料とするためのものである。

#### (2) 調査対象農家

母集団は1990年世界農林業センサスの結果を基礎に、①経営耕地面積が都府県では10a以上、北海道では30a以上を耕作する農家、②経営耕地面積が①に満たない場合でも過去1年間の農産物販売金額が15万円以上の農家とし、第1次抽出単位を農家集団、第2次抽出単位を農家とする層化二段確率比例抽出法によって調査農家を選定した。

#### (3) 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の現金収支、現物の受払い及び消費、労働時間などについて記帳を依頼した。また、世帯員数、農家財産の増減、作物、家畜等の状況については、農林水産省の統計情報組織の職員が面接の方法によって調査した。

#### (4) 調査結果の公表

月々の収支については、「農林水産統計速報」として毎月公表している。また、年度の調査結果は「概算値」、「確定値」を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農家経済調査報告」、「農家の形態別にみた農家経済」及び「農家資金動態統計」として刊行している。

### 2 林家経済調査

#### (1) 調査の目的

林業経営の収支、労働投下量及び林産物の生産費などの林家の経営経済全般にわたり、その実態を把握し林業施策推進のための基礎資料を作成することを目的とする。

#### (2) 調査対象と調査方法

標本林家の選定は、全国の保有山林20ha以上の林家の中から地域別、階層別に抽出した。

調査は、標本林家の記帳によるとともに、職員が毎月標本林家を巡回して行う面接調査を併用して行った。

#### (3) 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「林家経済調査報告」として刊行している。

### 3 漁業経済調査

漁業経営体の財産及び経営活動の状況、世帯員、操業状況等を把握し、経営改善、漁業の振興及び漁家の生活向上等に必要な資料を作成することを目的としている。

#### (1) 漁業経済調査

##### ア 調査対象と調査方法

漁家経済調査は、沿海に所在する漁家を一定の基準で抽出し、農林水産省が作成した日記帳を配付し、毎日の収支等の記帳及び年度始・末に世帯員と財産の聞き取り調査により年間の経済計算を行った。

調査項目は、世帯員構成と就業状況、漁業操業状況と漁獲量、漁業投下労働時間、経営収支、家計費、財産状況（年度始・末）等である。

漁業企業体経済調査は、沿海に所在する漁業企業体を一定の基準で抽出し、漁家経済調査の方法に準ずるもの（指定簿記調査）と企業体の決算書を用いて、農林水産省が設定する勘定科目に組み直すもの（任意簿記調査）の二つの方法を適用している。

##### イ 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」により公表するとともに、詳細は「漁業経済調査報告（漁家の部、企業体の部）」として刊行している。

#### (2) 大規模漁業会社経済調査

##### ア 調査対象と調査方法

漁業を営む資本金1億円以上の会社を対象に、自計申告の方法により調査した。

調査項目は、会社の会計年度内で会社の所有する漁船及び乗組員の状況、会社の財産及び損益状況（うち漁労部門については、詳細な売上高及び売上原価）である。

##### イ 調査結果の公表

「漁業経済調査報告（企業体の部）」として刊行している。

### 4 農畜産物・畜生産費調査

4年（産）農畜産物・畜生産費調査のうち、農産物生産費調査については前年度に引き続き調査を実施し、畜産物・畜生産費調査については、生産費の計上範囲について一部見直しを行い実施した。

## (1) 畜産物生産費調査

## ア 調査の目的

## (ア) 米生産費統計調査

食糧管理法に基づく米の政府買入価格の算定や農業経営改善の基礎資料を得る目的で実施した。

## (イ) 麦類生産費調査

食糧管理法に基づく麦の政府買入価格の算定や農業経営改善の基礎資料を得る目的で実施した。

## (ロ) 野菜生産費調査

野菜生産出荷安定法に基づく価格安定対策や農業経営改善の基礎資料を得る目的で実施した。

## (ハ) 果実生産費調査

果樹農業振興特別措置法に基づく生産・流通安定対策、農業経営改善等の基礎資料を得る目的で実施した。

## (ニ) 茶、価格安定作物生産費調査

農産物価格安定法（かんしょ・ばれいしょ）、大豆なたね交付金暫定措置法（大豆・なたね）、砂糖の価格安定等に関する法律（てんさい・さとうきび）に基づく価格算定及び農業経営等の諸施策の資料とする目的で実施した。

## (ホ) 農業生産組織生産費調査

農業生産組織における米、小麦、大豆を対象として、構造政策や農業経営改善の基礎資料を得る目的で実施した。

## イ 調査方法

調査方法は、調査農家（生産組織）の記帳と職員による面接調査により行った。

## ウ 調査結果の公表

調査結果は、それぞれの品目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「米及び麦類の生産費」、「野菜生産費」、「果実生産費」及び「工芸農作物等の生産費」として刊行している。

## (2) 畜産物生産費調査

## ア 調査の目的

牛乳、肉用牛（肥育牛、乳用おす肥育牛、子牛及び乳用おす育成牛）、肉豚（肥育豚及び子豚）及び鶏卵の生産費を把握し、畜産物価格の安定、畜産経営農家の経営改善、その他畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

## (ア) 牛乳生産費調査

牛乳生産費調査は、搾乳牛2頭以上飼養する農家については毎年9月1日から翌年8月31日までの1年間、また、搾乳牛1頭の飼養農家は、分べんから次回の分べんまでを調査期間とした。

## (イ) 肉用牛生産費調査

肥育牛生産費調査（乳用おす肥育牛を含む。以下同

じ。）は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間を調査期間とし、この期間に肉牛として販売した牛ごとに、肥育用もと牛を導入した当日から肉用として販売した当日までを計算期間とした。

子牛生産費調査は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間を調査期間として、この期間に販売した子牛について、その子牛を分べんした繁殖めす牛ごとに、初産牛の場合は初回種付け時から子牛を販売までの期間を、2産以降の場合は、前回の子牛を販売した翌日から次の子牛を販売する当日までを計算期間とした。

乳用おす育成牛生産費調査は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間を調査期間として、この期間に肥育用もと牛として育成し販売した乳用おす育成牛ごとに、育成用もと牛を導入した当日から肥育用もと牛として販売する当日までを計算期間とした。

## (ウ) 肉豚生産費調査

子豚生産費調査及び肥育豚生産費調査は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間を調査期間とした。

## (エ) 鶏卵生産費調査

鶏卵生産費調査は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間を調査期間とした。

## イ 調査方法

調査方法は、調査農家の記帳と職員による面接調査により行った。

## ウ 調査結果の公表

調査結果は、畜種ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「畜産物生産費調査報告」として刊行している。

## (3) 繭生産費調査

## ア 調査の目的と調査方法

繭生産費調査は、繭糸価格安定法に基づく生糸の安定価格及び基準繭価の算定並びに養蚕農家の経営改善のための基礎資料とするものであり、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年間を調査期間とした。調査方法は米生産費調査に準ずる。

## イ 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「繭生産費調査報告」として刊行している。

## 5 農林漁業生産所得

国民経済的な立場から農林漁業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の基礎資料を提供する目的で、生産量及び価格等の統計を用いて農林漁業生産所得を推計している。

### (1) 農業総産出額と生産農業所得

農産物の生産量及び価格等の統計を用いて農業総産出額と生産農業所得を推計し、「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細は「生産農業所得統計」として刊行している。

### (2) 生産林業所得

林産物（木材、薪炭、栽培きのこ類等）の生産量と価格等の統計を用いて林業粗生産額と生産林業所得を推計し、「生産林業所得統計報告書」として刊行している。

### (3) 漁業生産所得

海面漁業及び養殖業における生産量と価格等の統計を用いて漁業生産額と漁業生産所得を推計し「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細は「漁業経済調査報告（企業体の部）」に付表として掲載している。

## 6 地域農業における担い手と土地利用に関する総合調査

### (1) 調査の目的

本調査は、個別農家や農業サービス事業体及び農家以外の農業事業体（以下「農業サービス事業体等」という）並びに農業集落を対象に、農業経営の将来（調査時点から5年程度先）の意向等を明らかにし、新政策（新しい食料・農業・農村政策の方向）に基づいた農業諸施策の推進に資するための基礎資料を整備すること等を目的として、平成4年7月1日現在で実施した。

### (2) 調査対象と調査方法

#### ア 農家

平成3年度農家経済調査農家を対象に、調査農家の自計申告を基本とし、一部、出張所職員の調査農家に対する面接・聞き取りの方法により実施した。

#### イ 農業サービス事業体等

1990年世界農林業センサス農業サービス事業体調査及び農家以外の農業事業体調査で把握した事業体のうち、耕種部門の受託事業を実施している事業体を対象に、農業サービス事業体等の代表者に対する出張所職員の面接・聞き取りの方法により実施した。

#### ウ 農業集落

1990年世界農林業センサス農業集落調査において実在対象とした農業集落を対象に、農業集落の代表者（精通者）に対する出張所職員の面接・聞き取りの方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、「地域農業における担い手と土地利用に

関する総合調査報告」として、平成5年10月に刊行している。

## 7 農村物価賃金統計調査

### (1) 調査の目的

農村物価賃金統計調査は、農村における景気及び物価水準の変動を測定するため、農家経済に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農村物価指数等を作成することを目的とする。

### (2) 調査の種類及び区分

この調査は、農村物価統計調査と、農村賃金形成調査の二種類からなり、更に農村物価統計調査は、農産物生産者価格調査と農業生産資材価格調査に区分される。

なお、農村物価統計調査の生活資材価格については、平成2年度から「消費者物価指数」等を活用して取りまとめを行っている。

### (3) 調査対象と調査方法

ア 農産物生産者価格調査は、農産物の主産地における農業協同組合、出荷組合、出荷業者等を調査客体として、毎月15日（野菜は毎月5日、15日、25日）現在の農家受取り価格を調査した。

イ 農業生産資材価格調査は、農家が購入する農業生産資材を販売する小売店等を調査客体として毎月15日現在の小売価格を調査した。

ウ 農村賃金形成調査は、農業臨時雇いの賃金事情に精通した者を調査客体として毎月15日現在の賃金の調査をした。

### (4) 調査結果の公表

調査結果は、毎調査月の翌月末に「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農村物価賃金統計」として刊行している。

## 8 農林漁業現地情報

農林漁業現地情報は、農林漁業の振興、農林漁家の経営改善、地域活性化対策等の推進のための参考資料として提供することを目的としている。

このため、各地域の農林漁業、農山漁村、農林漁家、農林漁業関係団体等における現地の特徴的な動き、今日的課題に関する情報を収集している。

収集した情報は、「農林漁業現地情報」として公表している。

## 第4節 動態統計調査

### 1 農業センサス

平成6年度（平成7年2月1日現在、但し沖縄県は平成6年12月1日現在）に1995年農業センサスの実施を予定している。

平成5年度は、準備研究調査として農業センサス研究会の開催、現地実態調査及び調査票のプリテストを実施した。

また、統計審議会へ「1995年農業センサスの計画について」を諮問し、答申を得た。

ア 1995年農業センサスの準備研究の一環として、学識経験者、行政部局等で構成する農業センサス研究会を開催し、定義、調査項目、調査方法、統計編成等についての具体的な検討を行った。

イ 農業センサス研究会における主要検討事項を、現地の実態に即して検討するために、現地実態調査を実施した。

ウ 農業センサス研究会、現地実態調査の検討を踏まえて作成した調査票の調査項目の内容、配置、表現等が適切であるかどうか等を検証するために、調査票のプリテストを実施した。

エ 農業センサス研究会の検討結果や省内外の関係者の意見等を踏まえ、統計審議会へ「1995年農業センサスの計画について」を諮問し、妥当である旨の答申を得た。

### 2 漁業センサス

平成5年11月1日現在で「第9次漁業センサス」を実施した。

この調査は、漁業の生産構造、就業構造及び背景を明らかにし、水産行政に必要な基礎資料を整備することを目的に、昭和23年から5年ごとに実施しているもので、通算すると今回で9回目となる。

調査は、海面漁業基本調査、内水面漁業調査及び漁業地区調査に区分される。

#### (1) 海面漁業基本調査

##### ア 調査の対象と調査の方法

調査は、海面において調査期日前1年間（平成4年11月1日～平成5年10月31日）に漁業及び養殖業を営んだ経営体（世帯及び事業所）と漁業従事者世帯であって沿海市区町村内に所在するものを対象とした。

調査は、農林水産省—都道府県—市区町村の機構で実施した。

調査方法は、調査員が受け持つ調査客体数が適正な規模となるように、沿海市区町村内に調査区を設定し、調査員が平成5年8月1日現在で照査票を用いて地区漁協において漁業経営体及び漁業従事者世帯を識別した。

次に、1調査区内の調査客体数が20～30戸となるように調査区の地域範囲を調整し、その調査区ごとに平成5年11月1日現在で調査員が漁業経営体及び漁業従事者世帯の代表者に面接して調査票の所要事項を聞き取り調査した。

主な調査項目は、漁業経営体については、漁業種類、活魚、漁業制度、使用漁船、漁業従事者、漁業従事日数、販売金額、海面養殖の規模、動力漁船の総トン数、馬力数、運行装置、漁労装置、乗組員、操業水域等であり、漁業従事者世帯については、世帯員の就業状況、世帯の専兼業、漁業雇われ労賃収入等である。

##### イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を平成6年8月末に速報として公表するとともに、詳細については農林水産統計報告資料として平成6年及び7年の2か年間にわたり刊行する。以下、内水面漁業調査及び漁業地区調査についても同様である。

なお、調査結果の概要は次のとおりである。

平成5年の漁業経営体数は17万1524で、昭和63年に比べ10%減少し、漁業就業者数は32万4886人で17%減少した。

#### (2) 内水面漁業調査

##### ア 調査の対象と調査の方法

調査は、調査期日前1年間に内水面養殖業を営んだ経営体、共同漁業権が設定されている天然の湖沼やその他の湖沼において漁業を営んだ経営体及び内水面漁業協同組合を対象とした。

調査は、農林水産省—都道府県—市区町村の機構で実施した。

調査方法は、調査客体の所在する市区町村内を既存資料等で把握した調査客体数に基づき、実査にあたり最も効率のよい区域範囲となるように調査区を設定した。次に、平成5年11月1日現在で調査区ごとに調査員が調査客体の確認をしながら、該当経営体の代表者に面接して調査票の所要事項を聞き取り調査した。

主な調査項目は、内水面漁業経営体については、世帯員の就業状況、世帯の専兼業、漁業種類、使用漁船、漁業従事者、漁業従事日数、養殖種類、養殖方法、養殖面積、養殖業従事者、養殖業従事日数、魚種、販売金額等であり、内水面漁業協同組合については、組合員数、漁業従事状況、種苗放流等の事業の状況、漁場

環境、遊漁者数等である。

#### イ 調査結果の公表

湖沼漁業経営体数は4,252で、昭和63年に比べ14%減少し、内水面養殖業経営体数は7,193で21%減少した。また、河川及び湖沼における遊漁者数は年間延べ1,343万人で、昭和63年に比べ23%増加した。

#### (3) 漁業地区調査

##### ア 調査の対象と調査の方法

調査は、すべての漁業地区について、その漁業地区内の漁業管理組織、水産物流通機関、冷凍・冷蔵工場及び水産加工場を対象とした。

調査は、農林水産省－地方農政局－同統計情報事務所－同出張所の機構で実施した。

調査方法は、漁業関連施設、漁業管理組織等については平成5年11月1日現在で出張所職員が、また、流通機関、冷凍・冷蔵工場及び水産加工場については同じく11月1日現在で調査員が、それぞれ各機関の代表者に面接して所要事項を聞き取り調査した。

主な調査項目は、漁業関連施設、魚市場等の状況、冷凍・冷蔵工場の能力及び漁業管理組織の状況等である。

#### イ 調査結果の公表

漁港数は3,814で昭和63年に比べ2%増加、冷凍・冷蔵工場数は6,980で6%増加、一方、水産加工場数は1万2,575で8%減少した。また、資源管理型漁業の推進母体である漁業管理組織の数は1,524であった。

### 3 農業構造動態調査

#### (1) 基本構造動態調査

##### ア 調査の目的

この調査は、5年ごとに行われる農業センサスの中間年次に、農家の農業生産構造及び就業構造に関する事項を把握し、農政の企画・立案、実施等に必要なる基礎資料を整備することを目的とする。

##### イ 調査対象と調査方法

1990年世界農林業センサス時に設定した全国の調査区から、標本調査体系に基づき抽出した標本調査区内の販売農家を調査対象とした。

調査は、職員が標本農家を訪問し、平成6年1月1日現在及び調査日前1年間における世帯員の就業状態、農業経営の状態等について聞き取り調査した。また、農家世帯員の異動状況の把握などについては調査員から聞き取るなどの方法により調査した。

##### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「農業構造動態調査（基

本構造）報告書」として刊行する。

#### (2) 部門構造動態調査

##### ア 調査の目的

この調査は、農業部門別（稲作、畑作、園芸、畜産）の農業生産構造に関する事項を把握し、各部門別に細部の農業生産構造の実態と動向を明らかにする統計を作成し、各種の農業施策の展開に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

各部門別に年次ローテーション方式により調査を実施しており、平成5年度は水稲部門と果樹部門について調査を実施した。

##### イ 調査対象と調査方法

###### (ア) 水稲部門

調査は、1990年世界農林業センサスの結果を基に、水稲収穫面積2ha以上の販売農家から標本農家を抽出し、平成6年1月1日現在における水稲作付は場の分散状況等について、職員による面接聞き取りの方法により調査した。

###### (イ) 果樹部門

調査は、1990年世界農林業センサスの結果を基に、みかん、りんご、ぶどう、日本なし、もも、かき、くり、うめの品目ごとに全国の出荷量の概ね80%以上（但し、みかん、りんごは90%以上）を占める都道府県について、品目ごとに栽培面積が10a以上（但し、みかん、りんごは30a以上）の販売農家から標本農家を抽出し、平成6年1月1日現在における果樹園の保有状況、園地の状態、労働力の保有及び雇用状況、高品質生産への取組状況、今後の意向等について、職員による面接聞き取りの方法により調査した。

##### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細はそれぞれ「農業構造動態調査（水稲部門構造）報告書」、「農業構造動態調査（果樹部門構造）報告書」として刊行する。

#### (3) 新規青年就農者等緊急調査

##### ア 調査の目的

この調査は、新規青年就農者に内包する諸問題・諸課題のほか、青年離農者の実態を解明し、後継者育成・確保の諸施策に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

##### イ 調査対象と調査方法

1990年世界農林業センサスの結果や都道府県、農業改良普及所、農協等からの情報収集結果を基に、平成2年～4年における、新規学卒就農者、34歳以下の離職就農者、新規参入者及び離農者を調査対象とした。調査は、職員による面接調査とし、平成5年10月1日

現在における就農者の属性、就農年次及び就農の動機、経営状況、就農時における技術の取得状況等について聞き取り調査を行った。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「新規青年就農者等緊急調査報告書」として刊行する。

### 4 林業動態統計調査

平成6年度に、林業生産活動の状況、林業労働力の実態、林業経営の将来意向等を流域ごとに明らかにすることを目的に「林業構造動態調査」の実施を予定している。平成5年度は、この調査の母集団整備の準備作業として、林業サービス業者（森林組合、素材生産業者、造林業者及び山林管理者）についての情報収集等を行った。

### 5 農林水産業に関する意向調査

農林水産業をめぐる諸情勢の変化に対応する新たな行政施策の展開を図るために必要な基礎資料を得ることを目的に、平成5年度においては、「農家のあとつぎ予定者の就農意向」をテーマとして意向調査を実施した。

#### ア 調査の目的

この調査は、農家のあとつぎ予定者で、現在の就業状態が「農業が主」となっていない者の今後の就農意向を把握し、農業の担い手の育成、確保対策の基礎資料を作成することを目的とする。

#### イ 調査対象と調査方法

1990年世界農林業センサスの結果を基に、農家の同居をあとつぎ予定者のうち、45歳未満で主として他産業に従事している者から選定し調査対象とした。

調査は、8月1日現在における就業状態、就農意向について、本省からの直接郵送調査の方法により実施した。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表した。

### 6 漁業・養殖業生産統計調査

海面及び内水面における漁業・養殖業の生産に関する実態を統計的に把握して、水産行政、水産資源開発等の基礎資料とすることを目的としている。

調査は、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収穫統計調査、内水面漁業・養殖業生産統計調査に区分される。

#### (1) 海面漁業漁獲統計調査

##### ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営むすべての漁業経営体及び水揚機関を対象として、漁業経営体若しくは水揚機関からの申告又は面接聞き取り、水揚げ記録の利用、調査員からの申告又は面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、漁業種類別の漁獲体数、航海数、出漁日数、漁労日数及び魚種別漁獲量である。

##### イ 調査結果の公表

調査結果は、概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行している。

#### (2) 海面養殖業収穫統計調査

##### ア 調査対象と調査方法

海面養殖業を営むすべての養殖経営体を対象として、養殖業経営体からの申告又は面接聞き取り、水揚機関の記録の利用、調査員等からの申告又は面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、養殖種類別の養殖経営体数、施設数、施設面積、収穫量、種苗販売量、投餌量等である。

##### イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

#### (3) 内水面漁業・養殖業生産統計調査

##### ア 調査対象と調査方法

内水面漁業調査と内水面養殖業調査に区分し、それぞれの調査区ごとに設置した調査員及び漁業協同組合、漁業経営体からの申告又は面接聞き取りの方法等により調査を行った。

調査項目は、漁獲量、養殖経営体数、収穫量等である。

##### イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ。

### 7 農林水産業に関する意向調査

農林水産業をめぐる諸情勢の変化に対応した新たな行政施策の展開を図るために必要な基礎資料を得ることを目的として、平成5年度においては、次のテーマについての意向調査を実施した。

#### (1) 中小漁業経営等の展開に関する意向調査

##### ア 調査の目的

この調査は、中小漁業経営体等における漁業経営の現状、今後の漁業経営の展開についての意向等を明らかにし、漁業経営の改善、資源管理型漁業の推進等水産行政の円滑な推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

##### イ 調査対象と調査方法

平成4年度漁業経営体調査で把握された漁業経営体のうち、使用した動力漁船の合計トン数が5トン～1,000トンの経営体階層に該当する漁業経営体から選定し調査対象とした。

調査は、平成6年1月1日現在における漁業経営の改善についての意向とその対応、漁業種類の転換、漁船隻数・規模、漁業労働力の確保、漁業資源の管理についての意向、これらの事項に関連する事項について、中小漁業経営体等に統計情報事務所出張所からの郵送留置調査の方法により実施した。

#### ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表した。

## 第5節 生産統計調査

### 1 耕地面積統計調査

#### (1) 調査の目的

農業生産の基礎となる耕地面積統計を作成し、土地利用の改善等農林行政の基礎資料とする。

#### (2) 調査の対象と調査方法

耕地面積調査は、8月1日現在で、耕地を2ha(北海道はおおよそ10ha)単位に区画して編成した単位区の中から約5万の標本単位区を抽出し、実測調査の方法で調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等によって調査の補完を図った。

#### (3) 調査結果の公表

10月に「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「耕地及び作付面積統計」として刊行している。

### 2 作付面積統計調査

#### (1) 調査の目的

農作物の作付面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等、農林行政の基礎資料とする。

#### (2) 調査対象と調査方法

冬作物の作付面積は4月1日現在で標本農家に対する面接調査の方法により、夏作物の作付面積は耕地面積と同時(8月1日現在)に標本単位区に対する実測調査の方法で調査した。

#### (3) 調査結果の公表

冬作物の作付面積は6月に、夏作物及び永年性作物の作付(又は栽培)面積は8月以降数回にわたり「農

林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載している。

### 3 普通作物収穫量調査

#### (1) 調査の目的

農作物の作柄概況、予想収穫量及び収穫量を早期にかつ正確に把握し、食糧の需給調整、農作物価格の安定、技術改善及び生産の長期見通し等、農林行政の基礎資料とする。

#### (2) 調査の種類

水稲については、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫調査を行い、麦類、かんしょ及び豆類については、予想収穫量調査と収穫量調査を実施した。陸稲及び飼料作物については、収穫量調査を実施した。

#### (3) 調査の方法

水陸稲、麦類、かんしょ及び豆類の収穫量調査は、主産地では標本理論に基づいて抽出した標本筆(ほ場)の刈り取りあるいは堀取り調査などによって10a当たり収量を推定した。非主産地及び上記以外の作物については、主として巡回・情報収集により10a当たり収量を調査した。

水稲の作柄概況調査及び予想収穫量調査は、作況標本筆調査、作況基準筆調査及び巡回調査により行った。

麦類、かんしょ及び豆類の予想収穫量調査は、それぞれ作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。そのほか、農家を対象に郵送調査を行った。

#### (4) 調査結果の公表

調査結果は、その都度「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「作物統計」として刊行している。

### 4 工芸農作物調査

#### (1) 調査の目的

工芸農作物の予想収穫量及び収穫量を調査し、生産振興、価格対象、需給計画の策定など各種施策の基礎資料とする。

#### (2) 調査の種類と方法

工芸農作物調査は、茶生産量調査、なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査、さとうきび収穫量調査、こんにゃくいも収穫量調査及び「い」収穫量調査に区分される。

茶生産量調査は、生葉実測調査、茶期別表式調査及び総合表式調査に区分される。静岡県については生葉実測調査、茶期別表式調査及び総合表式調査、主産県(埼玉県ほか4府県)については茶期別表式調査及び

総合表式調査、その他の都府県は総合表式調査を実施した。

なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査及びさとうきび収穫量調査は、生育状況など作柄概況や予想収穫量を調査するとともに、収穫期には収穫量を、また、こんにゃくも収穫量調査及び「い」収穫量調査は収穫期に収穫量を調査した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、各作物ごとに「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「作物統計」として刊行している。

## 5 園芸生産出荷統計調査

### (1) 調査の目的

園芸作物の(予想)収穫量及び出荷(予想)量を調査し、園芸農作物の生産、出荷、価格、流通等各種施策の基礎資料とする。

### (2) 調査の種類と方法

園芸生産出荷統計調査は、野菜調査、果樹調査、花き生産出荷量統計調査、野菜作付動向調査及び空中写真利用による野菜作付面積調査に区分している。

野菜調査、果樹調査は予想調査と実績調査を実施した。すなわち、主要果樹については開花期、着果期及び肥大期に、また、主要野菜については生育初期、生育中期、収穫始期及び出荷期間中に生育状況と予想収穫量及び出荷予想量を調査するとともに、収穫期には収穫量及び出荷量を調査した。

花き生産出荷量統計調査では、種類別、栽培形態別に作付(収穫)面積及び出荷量を調査した。

これらの調査は、基準筆の調査を基とした実測調査及び生産農家、集出荷団体などに対する面接調査又は郵送調査によった。

また、野菜作付動向調査は主要野菜について季節区分ごとに、作付け2か月前の時期には作付予定面積を、更に作付け直後には作付面積を調査した。

空中写真利用による野菜作付面積調査は、秋冬だいこん、秋冬はくさい、冬キャベツ、たまねぎについて作付け後作物の判明出来る早い時期に空中写真を撮影し写真によって作付面積を求積した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、取りまとめ次第「農林水産統計速報」及び「農林水産情報」として公表するとともに、年間実績の詳細は「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」及び「花き生産出荷統計」として刊行している。

## 6 野菜出荷変動分析調査

### (1) 調査の目的

野菜指定産地における作付面積の変動要因、労働力の状況、出荷の規格、作付面積の2～3年後の動向等を把握し、野菜生産出荷安定法に基づく野菜産地の育成、需給対策等の基礎資料とする。

### (2) 調査の方法

野菜指定産地における野菜出荷変動分析調査補助員に対して作付面積の変動要因、労働力の状況等を面接調査の方法により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」として公表してる。

## 7 野菜種子生産統計調査

### (1) 調査の目的

この調査は、野菜種子の主要な品目の生産状況等を調査することにより、種子生産の現状を明らかにし、種子行政のための基礎資料とする。

### (2) 調査方法

調査は、1月から12月までを調査対象期間とし、12月に生産組合等の野菜種子生産に精通している者又は、代表者に対する郵送調査(回収は職員)により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、「野菜種子生産統計調査報告」として刊行している。

## 8 養蚕調査

### (1) 調査の目的

この調査は養蚕の実態を把握するとともに、繭の生産量、被害量統計などを作成して行政の基礎資料とする。

### (2) 調査の種類と方法

調査は予想収繭量調査、収繭量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査からなっている。

予想収繭量調査については蚕期別に主要県から標本市町村を抽出して、予定掃立卵量などを調査した。

収繭量調査及び被害定期調査では主要県の標本農家について掃立卵量、収繭量などを面接及び実測により調査した。

また、養蚕農家のある全市町村を対象に養蚕農家数、繭の生産状況、被害量などについて養蚕統計調査員による実地調査を行った。

## (3) 調査結果の公表

調査結果(減収調査を除く。)は、取りまとめの都度「農林水産統計速報」によって公表するとともに、詳細は「養蚕統計」として刊行している。

## 9 畜産調査

## (1) 畜産基本調査

## ア 調査の目的

畜産基本調査は、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏の飼養戸数、飼養頭羽数を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

## イ 調査方法

農業センサスの結果から家畜飼養者を基礎に畜種別の母集団を編成し、標本飼養者を抽出する。調査は職員による標本飼養者に対する面接聞き取り調査の方法により行った。

## ウ 調査結果の公表

調査結果のうち、飼養戸数、頭羽数など基本項目については「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細については「畜産統計—家畜飼養の概況—」として刊行している。

## (2) 予察調査

## ア 調査の目的

牛乳、肉用牛、肉豚、鶏卵、ブロイラーの生産あるいは供給量を早期に予察して、これら畜産物の需給対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

## イ 調査対象と調査方法

牛乳、肉用牛、肉豚の予察調査は、標本飼養者を対象に面接調査を行った。

鶏卵、ブロイラーの予察調査は、鶏ひなふ化場等を調査対象に代表者による記帳及び郵送調査を行った。

## ウ 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」でそれぞれ公表している。

## (3) 牛乳乳製品統計調査

## ア 調査の目的

生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産量等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

## イ 調査対象と調査方法

全国の乳製品工場及び牛乳処理場を対象に調査員を委嘱し、毎月、調査を行った。

## ウ 調査結果の公表

調査結果は、毎月「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細は「牛乳乳製品統計」として刊行している。

## 10 農作物被害調査

## (1) 調査の目的

水陸稲及び麦の被害状況を定期的に把握し、基本的な被害統計を作成するとともに、災害により農作物に重大な被害が発生した場合には全農作物を対象として被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病虫害防除対策等のための基礎資料とする。

## (2) 調査の対象

農作物の栽培を開始してから収穫するまでの期間において、気象的、生物的、その他の異常な事象等によって農作物に損傷を生じ、基準収量に比べて減収した面積及び被害量を対象とする。

## (3) 調査の種類と調査方法

水陸稲及び麦の被害状況を定期的に把握するための被害定期調査と、農作物に重大な被害が発生した場合にはその都度全農作物の被害状況を把握するための被害応急調査を実施した。被害定期調査は、巡回調査、標本調査及び被害調査筆調査により、被害応急調査は巡回調査及び被害応急調査筆調査により行った。

## (4) 調査結果の公表

被害定期調査結果は、それぞれの収穫量調査結果と併せて「農林水産統計速報」により公表するとともに「作物統計」に掲載している。被害応急調査結果は、「農作物災害種類別被害統計」として刊行している。

## 11 減収調査

## (1) 調査の目的

農作物共済事業、畑作物共済事業及び果樹共済事業に係わる損害評価の適正かつ円滑な運営に資するため、その基礎資料を作成する。

## (2) 調査対象及び調査方法

水稲、陸稲、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の基礎資料として取りまとめて経済局へ提示した。

## 12 農作物調査試験

## (1) 作況試験

県立農業試験場内のほ場において、その地方の代表的耕種方法により、毎年継続して主要農作物の生育及び収量に関する試験を行い、収量構成要素と気象要素との関係を明らかにするとともに、農家のほ場に作況

検証ほを設け、地域作況との関連づけを行うこと等により、農作物の作柄予測、収穫量及び被害調査の解析等に必要な基礎資料とした。

#### (2) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要な科学的基礎資料とした。

#### (3) 農作物基礎試験

農家のほ場において、農作物の生産量及び被害調査に関する「調査方法の開発、収量予測方法の研究」等を行い、調査の効率化と正確度の向上を図るための基礎資料とした。

#### (4) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の処理試験及び現地試験等を行い、被害調査の基礎資料となる「被害減収推定尺度」を作成した。また、果樹については、「品質低下推定尺度」を作成した。

#### (5) 結果の利用及び発表

これらの試験結果は、「作況試験累年成績」、「技術解析試験調査報告書」、「作況・基礎・被害試験研究成績」、「作況判定資料」及び「被害減収推定尺度」として取りまとめ、普通作物収穫量調査、農作物被害調査、減収調査等において利用している。

### 13 水稻生産力変動要因分析調査

#### (1) 調査の目的

昭和30年代以降上昇を続けてきた水稻の生産力は、近年、その上昇傾向が鈍化しつつあるものの、その要因について現在十分な分析が行われていない。一方、米については毎年の需給計画、転作計画等の決定に当たり、地域毎の生産力水準の動向が注視されており、また、米生産のコストダウンの要請は従来にも増して強く、そのための技術の開発・普及を始めとする生産対策の推進が強く求められている。

このため、全国の生産対策等の検討のために必要な基礎資料を整備する。

#### (2) 調査の方法

この調査は、平成5年度から2か年の計画とし、平成5年度は、全国の稲作農家から抽出した農家を対象として、作付する品種構成、栽培技術、農業労働力、土地基盤整備作付体系の変化、転作の動向及び変化について郵送及び面接調査により調査を行い、平成6年度は調査結果について総合分析を行う。

#### (3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表すると

ともに、詳細は「水稻生産力変動要因分析調査報告」として刊行する予定である。

## 第6節 流通統計調査

### 1 青果物流通統計調査

#### (1) 調査の目的

青果物の各流通段階別の流通量・価額、集出荷団体の流通経費、組織状況等を調査し、価格安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

#### (2) 調査対象と調査方法

青果物流通統計調査は、青果物流通構造統計調査、青果物市場流通統計調査及び青果物流通段階別価格形成追跡調査に区分される。

青果物流通構造統計調査は、青果物集出荷経費調査として集出荷団体を対象に集出荷に要する経費、代金決裁勘定等を調査客体の代表者あるいは精通者に対する面接又は関係資料の閲覧により調査した。

青果物市場流通統計調査は、青果物卸売市場調査と青果物価格調査からなり、青果物卸売市場調査は全国の青果物卸売会社を対象に品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を調査した。また、青果物価格調査は11大都市の中央卸売市場ごとに代表的な卸売業者、仲卸業者及び当該市場から荷引きする小売店を選定して、品目別の卸売価格、仲卸価格（輸入果実のみ）、小売価格を調査客体の代表者あるいは精通者に対する聞き取り又は関係資料の閲覧等により調査した。

青果物流通段階別価格形成追跡調査は、主要野菜及び果実について卸売市場を経由する荷口のうち品目別に代表的な産地の荷口を選び、その流通経路に沿って卸売価格、仲卸価格、小売価格を調査し、更にその荷口を出荷した集出荷団体において生産者受取価格を調査した。

#### (3) 調査結果の公表

青果物流通構造統計調査は、概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「青果物集出荷経費調査報告」として刊行している。

青果物市場流通統計調査は、毎旬の結果を「青果物流通統計旬報」として、年間の結果を「青果物卸売市場調査報告」として刊行している。

青果物流通段階別価格形成追跡調査は、「青果物流通段階別価格形成追跡調査報告」として刊行している。

## 2 花き流通統計調査

### (1) 調査の目的

花きの生産、輸入、消費の急増によりその流通経路も複雑化していることから、花きの流通実態を調査し需給関係を反映した適正な価格形成や価格の安定を図るための基礎資料とする。

### (2) 調査対象と調査方法

調査は、花きの卸売市場調査、花き価格調査に区分される。

花き卸売市場調査は、花き卸売市場の卸売会社を対象に切り花類、鉢ものの類、花壇用苗ものの類について品目別の卸売数量・価額を調査した。

花き価格調査は、花き卸売市場の卸売会社及び調査対象卸売会社から荷引きする小売店を対象に切り花類の主要品目別、色別及び産地県別の卸売価格、小売価格を調査した。

これらの調査は、調査客体の代表者又は精通者に対する面接あるいは調査客体の諸資料の閲覧により実施した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、毎月「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「花き流通統計」として刊行している。

## 3 畜産物流通統計調査

### (1) 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の流通段階ごとの取引量及び価格を明らかにし、需給調整及び流通改善対策に必要な基礎資料を提供することを目的とする。

### (2) 調査対象と調査方法

この調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査、及び食鳥流通統計調査に分かれる。

食肉流通統計調査は、家畜市場調査、枝肉取引調査、食肉市場調査等に分かれ、全国の家畜市場、と畜場、食肉卸売市場等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

鶏卵流通統計調査は、鶏卵生産及び出荷調査、鶏卵卸売市場調査等に分かれ、鶏卵出荷団体、鶏卵卸売市場等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

食鳥流通統計調査は、食鳥処理場調査、食鳥価格調査等に分かれ、全国の食鳥処理場、主要都市の食鳥卸売業者等を対象に、職員による聞き取り調査及び関係資料の閲覧等により行った。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「畜産物流通統計」として刊行している。

## 4 木材流通統計調査

### (1) 調査の目的

木材の需給量、価格水準及びその変動、流通構造並びに木材産業の動向を調査し、木材の需給及び価格安定、流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料とする。

### (2) 調査対象と調査方法

調査は、木材生産構造調査と木材製品生産動態調査に分かれる。

木材生産構造調査は、製材工場基礎調査、木材チップ工場調査、合単板材調査及び床板工場基礎調査に分かれ、全国の該当工場を対象に、12月31日現在における素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を面接により調査した。

木材製品生産動態調査は、標本製材工場調査、合単板材調査、床板工場調査及び木材価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量・在庫量等及び木材価格について、面接及び郵送により調査した。

### (3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細は「木材需給報告書」として刊行している。

## 5 水産物流通統計調査

### (1) 調査の目的

水産物の水揚げから消費に至る流通量及び価格や冷蔵庫への入・出荷量及び在庫量を調査し、流通対策等の基礎資料とする。

### (2) 調査対象と調査方法

調査は、産地水産物流通調査、冷蔵水産物流通調査、消費地水産物流通調査、水産物流通段階別価格形成追跡調査に分かれる。

産地水産物流通調査は、水産物の流通業務を行う卸売業者、仲卸業者、輸送団体及び漁業協同組合を対象に水揚量、水揚げ価格、用途別出荷量、仕向先別出荷量等について調査客体の申告又は面接等により毎月実施した。

冷蔵水産物流通調査は、主要な産地、消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に月間入（出）庫量、月末在庫量について調査客体の申告又は郵送調査等により実施

した。

消費地水産物流通調査は、主要都市に所在する中央卸売市場の卸売業者等を対象に卸売数量及び価額について調査客体の申告又は面接等により毎月実施した。また、主要品目について、卸売、仲卸、小売の各流通段階の価格調査を実施した。

水産物流通段階別価格形成追跡調査は、同一荷口について東京都の小売業者、仲卸業者及び中央卸売市場の卸売業者並びに当該荷口を出荷した産地の出荷業者及び卸売業者を対象に仕入数量、仕入金額、販売数量、販売金額、販売経費等について調査客体の申告又は面接等により実施した。

### (3) 調査結果の公表

産地水産物流通調査、冷蔵水産物流通調査、消費地水産物流通調査の結果については、概要を「農林水産統計速報」(毎月)として公表するとともに、詳細は「水産物流通統計年報」として刊行している。

水産物流通段階別価格形成追跡調査の結果については、「水産物流通段階別価格形成追跡調査報告」として刊行している。

## 6 食品加工統計調査

### (1) 調査の目的

食品製造業における原料調達、製品の出荷量並びに、

食品流通業(食品卸売業・小売業)における加工食品の流通実態等を調査し、需給安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

### (2) 調査対象と調査方法

食品加工統計調査は、青果物加工場調査、水産加工統計調査及び加工食品流通統計調査に区分される。

青果物加工場調査は、従業員規模が常雇10人以上で、調査対象である野菜及び果実を原料として青果物加工食品(中間加工を含む。)を製造している加工場の代表者に対する面接調査により実施した。

水産加工統計調査は、水産物を主原料とし、販売を目的に加工品を製造する経営体を対象に、加工品目別年間生産量、加工経営体数等を加工経営体又は関係団体の代表者の申告、面接等により実施した。

加工食品流通統計調査は、食品の製造、卸売及び小売を営む会社の本社の中から、加工食品取扱額の多い会社を対象に、製品別の仕向先・仕入先、輸送・保管の実態等を、会社の代表者等に対する面接調査により実施した。

### (3) 調査結果の公表

青果物加工場調査、水産加工統計調査の結果については、概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに詳細は「青果物加工場調査報告」、「水産物流通統計年報」として刊行している。